



# 宮 崎 県 公 報

平成22年 8 月30日 (月曜日) 第 2213 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( “ ) 1

- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 1
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 2
- 地図及び簿冊の認証 (10件) …………… (農村計画課) 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 570号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 赤水第3地区

##### (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

##### (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市赤水町 498-1
2	” ” 497-2
3	” ” 497-1
4	” ” 497-1
5	” ” 497-1
6	” ” 464-へ
7	” ” 464-ホ
8	” ” 464-ニ

### 宮崎県告示第 571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と なる 自 然 現 象 の 種 類
日 向 市	八 幡 谷 川 2	09- 206- 1 - 046	土 石 流

八幡谷川1	09- 206- 1 - 047	土 石 流
宮 ノ 上	I - 1 - 1133	急傾斜地の崩壊
伊 勢	I - 1 - 1134	急傾斜地の崩壊
八 幡	I - 1 - 1135	急傾斜地の崩壊
八 坂	I - 1 - 1136	急傾斜地の崩壊
地 蔵	I - 1 - 1137	急傾斜地の崩壊
地 蔵 2	I - 1 - 2124	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と なる 自 然 現 象 の 種 類
日 向 市	八 幡 谷 川 1	09- 206- 1 - 047	土 石 流
	八 幡	I - 1 - 1135	急傾斜地の崩壊
	八 坂	I - 1 - 1136	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 573号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第46号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称  
国富町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画下水道事業 国富公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 6 年 9 月29日から平成27年 3 月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類  
100 ℓ 券 1 枚  
200 ℓ 券 1 枚
- 2 用途  
漁船
- 3 記号及び番号  
100 ℓ 券 G5000528  
200 ℓ 券 H5001227
- 4 有効期間  
平成22年 6 月21日から平成22年12月20日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
川南町漁業協同組合
- 6 紛失年月日  
平成22年 8 月 5 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成18年 4 月 1 日から平成22年 3 月 5 日
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市安井町の全域
- 4 認証年月日  
平成22年 8 月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
小林市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成19年 4 月 1 日から平成22年 1 月27日
- 3 地籍調査を行った地域  
小林市大字東方の一部
- 4 認証年月日  
平成22年 8 月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月 3 日
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市東郷町山陰丙の一部
- 4 認証年月日  
平成22年 8 月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
都城市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月 8 日
- 3 地籍調査を行った地域  
都城市美川町及び高野町の一部
- 4 認証年月日  
平成22年 8 月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
北諸県郡三股町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月25日
- 3 地籍調査を行った地域  
北諸県郡三股町大字樺山の一部
- 4 認証年月日  
平成22年 8 月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- |                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 地籍調査を行った者の名称<br>西臼杵郡高千穂町            | 2 地籍調査を行った期間<br>平成20年4月1日から平成22年5月27日 |
| 2 地籍調査を行った期間<br>平成19年4月1日から平成22年3月25日 | 3 地籍調査を行った地域<br>北諸県郡三股町大字長田の一部        |
| 3 地籍調査を行った地域<br>西臼杵郡高千穂町大字押方の一部       | 4 認証年月日<br>平成22年8月20日                 |
| 4 認証年月日<br>平成22年8月20日                 |                                       |

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 地籍調査を行った者の名称<br>都城市                 |
| 2 地籍調査を行った期間<br>平成20年4月1日から平成22年1月20日 |
| 3 地籍調査を行った地域<br>都城市高野町の一部             |
| 4 認証年月日<br>平成22年8月20日                 |

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 地籍調査を行った者の名称<br>西臼杵郡日之影町            |
| 2 地籍調査を行った期間<br>平成20年4月1日から平成22年2月10日 |
| 3 地籍調査を行った地域<br>西臼杵郡日之影町大字七折の一部       |
| 4 認証年月日<br>平成22年8月20日                 |

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 地籍調査を行った者の名称<br>延岡市                 |
| 2 地籍調査を行った期間<br>平成20年4月1日から平成22年2月26日 |
| 3 地籍調査を行った地域<br>延岡市北川町川内名の一部          |
| 4 認証年月日<br>平成22年8月20日                 |

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- |                           |
|---------------------------|
| 1 地籍調査を行った者の名称<br>北諸県郡三股町 |
|---------------------------|